

## 9.5 底質

### 9.5.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 水底の底質の状況

水底の底質に係る調査結果を表 9.5-1 に示しました。なお、調査地点は前掲図 8.2-3 (P. 8-38) に示すとおりです。

表 9.5-1 水底の底質調査結果

項目	単位	底質 2	底質 3	底質 4	環境基準*
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
有機磷	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
ふっ素	mg/L	0.09	0.11	0.1	0.8
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
ダイオキシン類 (底質)	pg-TEQ/g	2.5	2.6	0.88	150

※：環境基準（ダイオキシン類は除く。）は参考として土壌の基準（溶出量）を記載しています。ダイオキシン類は水底の底質に係る環境基準を記載しています。

## 9.5.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ② 予測結果

予測の前提条件によれば、コンクリート打設によるアルカリ排水対策を実施するほか、造成工事に先立ち、汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じるとともに、適正な規模の仮設調整池を設置することから、造成工事の実施による底質1～4の地点等への影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

### (2) 環境保全措置の検討

表9.5-2に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.5-2 環境保全措置の実施の内容（底質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	汚染土砂及び汚染水の流出による影響	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	工事中における底質汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減		

### (3) 評価

#### ③ 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

予測の前提条件によれば、造成工事に先立ち、汚染土壌については事業者による適切な環境保全措置が講じられ、かつ、工事中の雨水の排水にあたっては、適正な規模の仮設調整池を設置し、アルカリ排水の適正処理や、水の濁りを除去した後に公共用水域に放流することから、事業者により実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

##### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、水質汚濁防止の対策が講じられることから、有害物質の流出による公共用水域の底質汚染が生じるおそれはありません。

なお、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）においては、底質の環境目標は特に示されていませんが、関連する項目として、「土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。